

北上地区消防組合消防本部訓令第1号

消防機関

北上地区消防組合消防署の組織等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年2月3日

北上地区消防組合消防本部
消防長 菊池 洋 幸

北上地区消防組合消防署の組織等に関する規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防署の組織等に関する規程（平成7年北上地区消防組合消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(副署長) 第3条 [略]</p>	<p>(副署長) 第3条 [略] <u>(主幹又は副主幹)</u> <u>第3条の2 消防署に必要な応じて主幹及び副主幹を置くことができる。</u> <u>2 主幹は消防司令長の階級にある者を、副主幹は消防司令の階級にある者をもって充てる。</u> <u>3 主幹及び副主幹は、上司の命を受け、特命事項について調査、企画及び立案に参画する。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。